

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【東ブロック】）規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【東ブロック】）」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、呉市、竹原市、東広島市、大崎上島町、広島地方気象台が連携して、広島県西部建設事務所呉支所及び同東広島支所の所管区域（以下「広島県西部建設事務所管内（東ブロック）」という。）における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会は、別表1の河川を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難勧告等の発令に資する情報提供
- 3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項

（幹事会の構成）

第6条 協議会には、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

（幹事会の実施事項）

第7条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。

(ダム部会)

第8条 西部建設事務所管内【東ブロック】における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム部会を置く。

2 ダム部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を行うため、広島県土木建築局道路河川管理課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し、事前調整会議を開催することができる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、平成29年2年7日から施行する。

平成30年1月31日 一部改正

令和元年6月11日 一部改正

令和2年3月2日 一部改正

別表 1

二級河川二河川水系二河川
二級河川黒瀬川水系黒瀬川
二級河川野呂川水系野呂川
二級河川賀茂川水系賀茂川
二級河川沼田川水系沼田川
二級河川沼田川水系椋梨川
二級河川沼田川水系入野川
二級河川三津大川水系三津大川
その他広島県西部建設事務所管内（東ブロック）における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表 2

広島県土木建築局長
広島県西部建設事務所吳支所長
広島県西部建設事務所東広島支所長
吳市長
竹原市長
東広島市長
大崎上島町長
広島地方気象台長

(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県西部建設事務所吳支所次長(技術)
広島県西部建設事務所東広島支所次長(技術)
吳市総務部危機管理課長
竹原市総務企画部危機管理課長
東広島市総務部危機管理課長
東広島市建設部建設管理課長
東広島市建設部河川港湾課長
大崎上島町総務企画課長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部